

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件	二七〇
○土地改良区の解散を認可した件	二七〇
○保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件	二七三
公 告	
○落札者を決定した件二件	二七五
○随意契約の相手方を決定した件	二七五
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件	二七六
○一般競争入札を行う件二件	二七六
福 島 県 警 察 本 部	
○落札者を決定した件	二八〇
福 島 県 人 事 委 員 会	
○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二八二
○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	二八二

告 示

福 島 県 告 示 第 三 百 四 十 三 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年五月三十一日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

（仮称）ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路
 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路
 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号

三 大規模小売店舗の新設をする日
 令和七年一月二十三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二千三百三十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 九十九台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 七十一台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 百五十四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 七・三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時
 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

数 二箇所

(一) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和六年五月二十二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、飯館村土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、令和六年五月二十三日認可した。

令和六年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第三百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町多々石字鎧ヶ沢八一八の二

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町浜野字滝沢九六六の二

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町浜野字井戸沢九四三の三

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町白沢字沼ノ平一四一四の三、字上ノ原一の二、四の一

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町古町字高久保二四四九、二四五〇、二四六三の一、二四六三

の六〇から二四六三の六七まで、二四六四から二四七〇まで

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町古町字高久保二四五七、二四六三の二一から二四六三の三〇ま
で、二四六三の六八、二四六三の六九
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町白沢字阿多根一四二一の二、一四二二の二
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町耻風字鬼丸山六六一の一
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一) 立木の伐採の限度
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 2 南会津郡南会津町青柳字入山一四一五の一〇
保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町古町字高久保二四五一から二四五六まで、二四六三の一、二四
六三のロ、二四六三の二から二四六三の二〇まで、二四六三の五八、二四六三の
五九、二四六三の八〇から二四六三の九三まで、二四七一から二四八一まで、字小
沼尻二〇九〇
 - 2 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第三百四十六号**
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次
 のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 令和六年五月三十一日
- 福島県知事 内堀 雅 雄
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西白河郡西郷村大字鶴生字河内一の三、一の四、一の六から一の一一まで、一の
一六、一の三六、一の四八から一の五〇まで
 - 二 保安林として指定された目的

公 告

- 公衆の保健
変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公告第93号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
112,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月9日

(税務システム課)

公告第94号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
令和6年5月31日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3番20号
- 5 落札金額
80,084,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月9日

（施設管理課）

公告第95号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月31日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
87,549,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（災害対策課）

公告第九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和六年五月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい鎌田店 福島県福島市鎌田字一里塚九番十九号ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千六百四十三平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和六年三月一日
- 五 届出年月日
令和六年五月二十一日
- 六 届出をした者
株式会社いちい

（商業まちづくり課）

公告第97号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月31日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ターニングセンター 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所 福島県立白河実業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月24日

(月) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年5月31日(金)から同年6月24日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年6月12日(水)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年6月12日(水)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年7月12日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Turning centre 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 12 July 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 July 2024

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第98号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年5月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 リフト付き中型バス 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所 福島県立石川支援学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年6月24日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年5月31日（金）から同年6月24日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年6月12日（水）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年6月12日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年7月12日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年7月11日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Lift equipped
mid-size bus 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:30 p.m., 12 July 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 July 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県警察本部公告第67号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける鑑定管理システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年5月31日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
鑑定管理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和6年4月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
40,795,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年3月12日

（会 計 課）

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年五月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第九号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主査 守衛長」を「文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の部本庁機関の項第十六号中「及び第二十三条の四に規定する復興住宅担当課長」を削り、同表教育委員会（教育庁を除く。）の部中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）